

大谷前村長に損害賠償求め提訴へ

地権者5人の譲渡所得税など280万円

小林村長給与からの補てん否決

欠損額全額請求 訴訟費用は相手方負担

弥彦村6月定例会 ～1日目～ 6月8日

午前十時開会。会期を八日から十九日までの十二日間と決定。大谷良孝前村長に損害賠償を求める訴えの提起、平成二十九年年度一般会計補正予算、農業委員会委員の任命など十三件を一括上程し、二十八年度一般会計補正予算繰越明許費繰越計算書の専決処分報告を全会一致で承認。固定資産評価審査委員に現委員の矢作、半間邦雄

氏との再任と、首長の任命制による新農業委員会委員六人の任命をすべて全会一致で同意した。十時五十分散会。散会後、全員協議会を開いた。きょう九日は本会議を開き、村政に対する一般質問を行う。

提出議案は訴えの提起 千九百円を村の土地開発と、平成二十九年年度補正基金から支出し、実質的に欠損となっていた。基金からの支出は地方自治法、弥彦村土地開発基金法、弥彦村土地開発基金条例に違反しているため、大谷前村長に対する損害賠償請求に踏み切った。

二十九年度補正予算は万七千円、消費施設整備業務委託料、施設整備工事費九百二十九万五千円、跡地整備工事費五百円など。弥彦村経営改善（競輪事業等）調査業務委託料、調査業務委託料の育児休業等に関する条例と、重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正は、職配施設を整備する。

訴えの提起は地方自治法九十六条の規定に基づき、村が訴訟を起すことについて議会の議決を求める。事件名は「地方自治法及び弥彦村土地開発基金条例違反に係る損害賠償」。平成二十年四月、住宅団地「きりめきニュータウン」の用地買収時に発生した地権者五人の譲渡所得税など二百八十万円が禁止されているた

弥彦村経営改善（競輪事業等）調査業務委託料、調査業務委託料の育児休業等に関する条例と、重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正は、職配施設を整備する。条例の一部改正は、職配施設を整備する。条例の一部改正は、職配施設を整備する。

事件名は「地方自治法及び弥彦村土地開発基金条例違反に係る損害賠償」。平成二十年四月、住宅団地「きりめきニュータウン」の用地買収時に発生した地権者五人の譲渡所得税など二百八十万円が禁止されているた

弥彦村経営改善（競輪事業等）調査業務委託料、調査業務委託料の育児休業等に関する条例と、重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正は、職配施設を整備する。条例の一部改正は、職配施設を整備する。



弥彦村経営改善（競輪事業等）調査業務委託料、調査業務委託料の育児休業等に関する条例と、重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正は、職配施設を整備する。条例の一部改正は、職配施設を整備する。

新しい委員は△大戸、諸橋一彦氏△三△矢作、安達義栄氏△△上原、柄澤栄氏△△△上原、豊氏△△△川崎、狩野ミツイ氏△△△井田、丸山哲也氏△△△。職業は全員、農業で、認定農業者は五人。女性

委員の過半数が認定農業者、利害関係のない中立的な立場の者一人以上などの要件を満たしていることから全員を適任とした。



弥彦村6月定例会一日目本会議

最高のおもてなし 料亭 ことば楼 TEL 32-0281

小林村長